

第173回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第10号

平成30年10月3日かすみがうら市農業委員会告示第10号をもって、平成30年10月10日(水)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第173回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年10月10日(水) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 局長補佐 山本 好徳
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

11番 鈴木 良道 12番 久松 弘叔

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第32号 制限除外の農地移動届出の受理について

議案審議について

議案第71号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第74号 現況証明願の交付決定について

議案第75号 農地改良協議書に対する同意について

議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)

議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後3時03分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第173回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっております ので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、11番 鈴木 良道委員、 12番 久松 弘叔委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本補佐を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。 それでは、議事を進めます。次に、報告第29号、第30号、第31号、第32号の報告 案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されていますので、事務局説明は 省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等 ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第71号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可につ いて」上程いたします。なお、番号1番については、6番 飯田 敬市委員が、議事 参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら 市農業委員会会議規則第13条の規定により退席願います。</p> <p>(6番 飯田 敬市委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、番号1番について、審議いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7番 貝塚委員	<p>それでは説明いたします。10月2日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、海東委員 と谷中委員と私 貝塚の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、地内の 郵便局から約300m東に位置する畑1筆になります。 現況は雑草が繁茂していましたが、耕起により、すぐ畑にもどる状況でした。 申請人は経営規模拡大のため今回の申請至りました。野菜を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考え ます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>6番 飯田 敬市委員の入室をお願いします。</p> <p>(6番 飯田 敬市委員 入室)</p>
議 長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>次に、番号6番について、先に審議いたします。番号6番については、私が議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により退席します。</p> <p>その間の議長を市川代理をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(15番 齊藤 幸雄委員 退席)</p> <p>(13番 市川 敏光委員 議長席着座)</p>
議長(市川代理)	<p>それでは、議事の進行を務めさせていただきます。</p> <p>番号6番について、審議いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>(議案の朗読を行う)</p>
議長(市川代理)	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7番 貝塚委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号6番は、地内の 公民館より約50m北に位置する田1筆になります。</p> <p>現況はハス田できれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物はレンコンです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長(市川代理)	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長(市川代理)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長(市川代理)	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長(市川代理)	<p>15番 齊藤 幸雄委員の入室をお願いします。</p> <p>これで、議長の職を終了させていただきます。</p> <p>(15番 齊藤 幸雄委員 入室)</p> <p>(13番 市川 敏光委員 自席着座)</p>
議 長	<p>それでは、議案審議を続けます。</p>

議 長	事務局より、番号2番から番号5番および番号7番について、一括で議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。（議案の朗読を行う）
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号2番は、 の より約500m北に位置する畑3筆になります。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は栗です。</p> <p>番号3番は、 地内の の西側に隣接する畑1筆になります。現況は雑草が繁茂しておりますが、耕起により、すぐ畑に戻る状態でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物はサツマイモです。</p> <p>番号4番は、 地内の より約200m南東に位置する畑1筆になります。現況は雑草が繁茂しておりますが、耕起により、すぐ畑に戻る状態でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。果樹栽培を予定しています。</p> <p>番号5番は、 地内の より約250m南西に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されており、ブドウが栽培されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物はブドウです。</p> <p>番号7番は、 地内の 郵便局より約150m東に位置する畑2筆と約200m南東に位置する田2筆、また、 地内の より約500m南西に位置する田1筆になります。畑は一部、雑草が繁茂している状況でしたが、耕起により、すぐ畑に戻る状況でした。田については、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。畑は野菜を、田はハスを作付する計画です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	<p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第71号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、 学校より約500m東に位置します。申請地は第1種農地と判断しました。現地は既に農業用物置が建てられている状況で、申請人から始末書が添付されております。申請人は申請地脇で養豚業を営んでおり、今後も物置を利用したいと今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	説明いたします。図面番号2番をご覧ください。 番号1番は、地内のより約200m西に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現地は既に宅地への進入路として利用されている状況で、申請人から始末書が添付されております。申請人は進入路拡幅部分について、知人より持分の半分を贈与で譲り受ける計画で今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号2番は、ののより約100m南に位置する畑で第2種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂していました。申請人は、自己住宅を建設するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号4番をご覧ください。 番号3番は、学校より約700m西に位置する畑で第2種農地と判断しました。現況は栗畑で、きれいに管理されていました。申請人は、父親から土地の贈与を受け、自己住宅を建設するため今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 図面番号5番をご覧ください。 番号4番は、のより約350m北西に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現地は既に宅地で利用されていましたが、現在は建物を取り壊して更地となっており、始末書が添付されております。申請人は実家近くの土地を祖父から借り受けて自己住宅を建設するため申請に至りました。周辺農地へ影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。
議長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	区域指定はどうなっていますか。
議長	休憩しますか。
1番 栗山委員	休憩しなくていいよ。今度からは申請を受ける時に、ちゃんと調査して回答できるようにしておいてください。
議長	事前に調査して、回答ができるような状態で対応してください。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第74号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	説明いたします。図面番号6番をご覧ください。 番号1番は、地内の より約750m北東に位置する土地と の から約150m南の土地2筆になります。 こちらは2筆共に、20年以上前から雑木が繁茂した山林の状況となっており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 図面番号7番をご覧ください。 番号2番は、地内の より約150m南西に位置する住宅敷地内の土地になります。こちらは昭和57年頃から宅地として利用されており、現況も申請どおりとなっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 図面番号8番をご覧ください。 番号3番は、地内の より約50m北西に位置する住宅の敷地になります。こちらは平成6年以前から宅地として利用されており、現況も申請どおりとなっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第74号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第75号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	説明いたします。図面番号9番をご覧ください。申請地は、地内のより約250m北西に位置する畑になります。市が発注した地内の道路改良工事から発生する土砂を申請地に入れ、県道との段差解消するための申請となります。改良後は粟を作付する計画となっております。同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第75号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第75号について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第75号 農地改良協議に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。17ページをお開きください。今回利用権の設定は全体で30件、面積は109,308㎡です。その内、新規27件で、主な作物は水稲、野菜、レンコンとなります。再設定は3件で、主な作物は水稲・果樹となります。以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。

議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	25ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が30件、面積140,157㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	38ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年9月26日付けで、農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が87件、面積が176,504㎡です。38ページの所在 176については、担い手が規模縮小によること、及び次の 3336から40ページの 147までは、担い手が後継者への経営移譲により、新たに農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めるため、また、残り68件については、議案第77号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容となります。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第78号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	す。 全員賛成ですので、「議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、11月12日(月)午後2時から予定しております。 なお、今回の事前調査員は、飯田敬市委員、井坂孝雄委員、中山峰雄委員です。 日時は、11月2日(金)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願い致します。 次に、視察研修について、来週の18日は霞ヶ浦庁舎を午前7時、千代田庁舎を7時30分に出発を予定しています。委員の皆さん揃い次第、長野県安曇野市に向かいます。参加される方は、よろしくお願い致します。 次に、11月3日の「かすみがうら祭」になりますが、じゃがバターの売値は昨年同様、2個200円でよろしいでしょうか。 資材搬入の入場券は、飯田委員、井坂委員にお渡ししております。なお、テントの位置は9番になります。お手元のパンフレットをご覧ください。昨年と同じ場所になります。農業委員さん方の集合時間は、準備の関係上、午前7時に9番テントにお集り下さい。 次に、茨城県農業会議から10月・11月を全国農業新聞後期普及月間として依頼文がきておりますので、資料を配布しました。普及推進をお願い致します。 次に、来月の総会終了後、本年度も上半期が終了しましたので、農業委員会の必須業務となりました、農地利用最適化の推進、特に、農地の集積活動の成果、検証および今後の取り組みについて、検討会を開催する予定です。 ご出席をお願いします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	総務部納税課からの公売実施について(案内資料配布) クールビズ終了に伴い、来月総会からネクタイ着用をお願い 本日総会終了後、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検討会開催について
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	以上をもちまして、第173回総会を開会いたします。 長時間にわたり慎重審議大変ご苦労様でした。 (午後3時03分閉会)